政治資金監査報告書

令和２年６月１日

ミヤザキ政久後援会
代表　宮﨑　政久　殿

登録政治資金監査人　金城達也
登録番号第　1850　号
研修修了年月日　平成21年6月26日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３条１項の規定に基づき、ミヤザキ政久後援会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、ミヤザキ政久後援会の主たる事務所での作業に時間的制限があり、円滑な政治資金監査の実施が困難であると金城達也が判断したため、金城達也税理士事務所(沖縄県那覇市おもろまち４丁目 17 番 19 号)において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記）を除き、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、

領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)

（１）別添の「領収書等亡失等一覧表」

３　業務制限

ミヤザキ政久後援会と私の間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、ミヤザキ政久後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上